

船舶衛生検査等の手数料

区 分		手数料の額	
船舶の全部 に対する衛 生検査	総トン数500トンまで	1船につき	15,900円
	総トン数1,000トンまで	1船につき	25,200円
	総トン数5,000トンまで	1船につき	31,400円
	総トン数10,000トンまで	1船につき	34,800円
	総トン数50,000トンまで	1船につき	48,300円
	総トン数50,000トンを超す るとき	1船につき	56,900円 ※貨物船にあつては、 48,300円
船舶の一部 に対する衛 生検査	衛生検査を行う部分が船舶の全量の 4分の1まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の 4分の1に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の 4分の2まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の 4分の2に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の 4分の3まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の 4分の3に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の 4分の3を超すとき	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額に 相当する額	
証明書 の交付		1枚につき	880円
<p>検疫港以外での検査については、上記手数料に加えて国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の定めるところにより検疫所の職員に支給する旅費に相当する額の納付が必要となります。</p> <p>詳しくは、神戸検疫所検疫衛生課衛生係（078-672-9654）までお問い合わせください。</p>			